

インフルエンザ登園停止期間について

学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 項において、インフルエンザの出席(登園)停止期間の基準は

『発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで』

とされています。(ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません)

抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、インフルエンザウイルスの感染力はしばらくの間残っています。また、インフルエンザは一旦熱が下がっても再び発熱する場合があります。出席(登園)停止期間に従い、感染力が弱くなるまで登園を控えることで、蔓延が防止されますのでご協力をお願いします。

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場であり、子どもと多くの人が接することから感染症が伝染しやすい環境にあります。少しでも体調に変化(不調)を感じたら無理をせずに自宅で安静にして下さい。

●インフルエンザ登園停止期間早見表

※登園停止期間の『発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで』は

最低でも『5 日』が基準となり、それに加えて解熱した日によって期間が延長していきます。

※発症日については、病院受診時に医師に相談・確認して下さい。(発症日・解熱日はカウントしません)

例	発症日	発症後5日間(登園停止期間)					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に 解熱した 場合		解熱 	1日目 	2日目 	3日目 		登園 OK 		
発症後 2日目に 解熱した 場合			解熱 	1日目 	2日目 	3日目 	登園 OK 		
発症後 3日目に 解熱した 場合				解熱 	1日目 	2日目 	3日目 	登園 OK 	
発症後 4日目に 解熱した 場合					解熱 	1日目 	2日目 	3日目 	登園 OK 